

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度 の充実強化に関する重点提言

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

(1) 生活保護制度については、国が生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行うとともに、就労支援等自立に向けた施策を推進すること。

また、制度の見直しに当たっては、他の社会保障制度への影響を踏まえ、慎重に検討を行うこと。なお、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、事務負担の軽減、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

(2) 医療扶助費の適正化については、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、慎重に検討すること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とすること。

また、医療扶助におけるオンライン資格確認に係る事務経費に対し、十分な財政措置を講じること。

2. 生活困窮者の支援について、生活困窮者自立支援法等に係る事業の円滑な実施のため、必要な情報提供を行うとともに、十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。